

○8番 今泉春江議員 時間がありませんので終わりますけども、時間の配分をよろしく願いをいたします。(拍手)

### 梅津善之議員の質問

○渋谷佐輔議長 次に、順位9番、議席番号9番、梅津善之議員。

○9番 梅津善之議員 市長、大変答弁ご苦労さまでした。今泉先生におかわりしてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

私の通告していることの前にですけども、ことしぐらい雨の降る年はないなと思っております。鈴木議員の一般質問でも野菜がうまくつくれないとかなんていう話もありましたけども、プロの人でもことは非常に苦労している年であって、農家の宿命でもあって、大変なことだなと自分自身も感じておりますし、長井市が一番主力としている米でさえもいまだ、私の米なんかは立派に真っすぐ立っているというような状況でございまして、いつかがむのかなと思って毎日見ておりますが、なかなか思いどおりにいかないところでございます。

それでは、通告に従いまして質問してまいりたいと思います。

まず初めに、農業委員会の体制が新しく変わりました。今までの制度から市長の任命、もしくはあわせて議会の承認という形で農業委員会の委員が選任されたということでございます。それに伴って、お互いというか、共通な認識で考えておきたいなと思って、質問したいと思っております。

まず、農業委員会の事務局長に農地転用の基本的な考え方ということでお聞きしたいと思いますが、どうしても農地として有効な土地改良事業したところのほうに転用のほうが許可にな

って、住宅地になっているような現状があると思っておりますし、その辺も踏まえた以前からの大きく変わった点、変わらないかもしれませんが、その辺を詳しく教えていただきたいと思っております。農業委員会の事務局長、お願いします。

○渋谷佐輔議長 遠藤敏広農業委員会事務局長。

○遠藤敏広農業委員会事務局長 お答えいたします。

農地転用の基本的考え方ということについてでございますが、農地法に基づく農地転用許可制度は、我が国が食糧の安定供給を図る上で農地というものが農業生産の基盤である重要な役割を担うものであるとし、良好な営農条件を備える農地については、保全、確保のため転用を規制している一方で、社会経済上必要な土地需要にも対応する趣旨で設けられておるものでございます。

その内容といたしましては、①農用地区域内にある農地及び集团的に存在する農地など良好な営農条件を備える農地は、そこの地元に住む方の生活上、業務上必要な施設で集落に接続していなければならないこと、または転用したい面積が既存の敷地の2分の1を超えないことなど、一定の条件がなければ原則として転用許可をすることができません。②でございますが、市街地の区域または市街化が見込まれる区域内の農地は転用を許可し得るとしまして、さらに、③でございますが、具体的な転用計画を伴わない資産保有目的または投機目的での農地取得は認めないというふうにされておるところでございます。

○渋谷佐輔議長 9番、梅津善之議員。

○9番 梅津善之議員 基本的な転用の考え方ということで説明いただきましたが、長井市全体を見てみると、どうしても南のほうに行ってしまうという、それも土地改良事業が終わった、きちっとした区画整理のなっているところ

ろにどうしてもそれが、行政で進めているわけではないんでしょうけども、行ってきているという現実を見ると、それをだめだなんていうことは決していかないとしても、そこで営んでいる農家であったり周辺の方々の思いもあると思いますし、現実、小作というか、お借りしてつくっている農地が転用になっていくというようなどころを見ると、なかなか心苦しいところがあるかなんていうことを思っていたところがございます。

2点目の都市計画用途地域内の農地の考え方ということで、この点についても局長にお伺いしたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 遠藤敏広農業委員会事務局長。

○**遠藤敏広農業委員会事務局長** お答え申し上げます。

都市計画用途地域内の農地の考え方でございますが、用途地域は都市の環境保全、利便性の増進のために建物用途に制限を加えた地域でございますが、そのような区域内にある農地は、農地転用許可審査基準上、市街地の区域または市街化が見込まれる区域内の農地に当たりまして、第3種農地というものに区分されるものがございます。転用許可が可能な農地となっております。

用途地域や農業振興地域は、都市計画上かつ農業上の土地利用の調整を経た上で設定されておりまして、用途地域を含む第3種農地は市街化傾向が著しいところであると認められている区域でございますので、そのような区域内の農地の転用許可につきましては、強い規制が必要なものではなく、より緩やかに設定されているというふうなものでございます。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** そのとおりなんですけども、例えば具体的にちょっと申し上げたいんですけども、花作の一部であったり成田地区の一部であったりするところが用途地域内、それは

今言った市街化地域の農地、第3種農地なんていう区域かと考えられますけども、非常にふぐあいというか、例えばそこでじゃあ農林予算を使って土地改良事業を進めていったりなんていうことは不可能でしょうし、開発が進んで住宅地にでもなればいいんでしょうけども、なかなか遅々として進まない状況にある中で、都市計画税も納めていらっしゃるということ、これは農業委員会がどうこうというわけではないんでしょうけども、全体として考えると、なかなか気持ちがおさまらないというか、そこで営んでいらっしゃる農家の方はヒョウタンみたいな形の水路も入らないところで一生懸命田畑を耕して農業をしていらっしゃるということ、同じく整理したところは開発が進んで宅地になっていくなんていうことがある現状をぜひ今後さまざまな面でお考えいただきたいというのを思っております。

今、人・農地プランや、そういうことも一生懸命、例えば地域の後継者に農地を集約してなんていうことも含めて、第3種農地と言われるところはそこにも該当しない。さらには環境保全会の用地としても、農用地としてのことから外れていることから、そこも面積としてのカウントはならないということで、同じ農地でありながら、そういう区域内である農地を所有しながら農業をしていらっしゃる方は非常に苦労されているという現状を踏まえていただきたいなと思っております。今後の課題として、これは後ほど農業委員会の会長にもお答えいただきたいと思っておりますけども、3番目の50アール要件の考え方についても事務局長にお答えいただきたいと思っております。

○**渋谷佐輔議長** 遠藤敏広農業委員会事務局長。

○**遠藤敏広農業委員会事務局長** お答えいたします。

50アール要件の考え方でございますが、農地の売買や貸し借りをする場合は、農地法第3条

によりまして、権利取得後の経営面積が50アールに達していることが要件とされております。この要件は、限りある農地を農業生産力の弱い農家が取得することは、農業生産力の増進や農地の効率的利用につながらないという考え方によるものでございます。

一方で、農地法は、地域の平均的な経営規模が小さく、地域の実情に合わない場合には、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができるとされておるところでございますが、現在のところ、長井市農業委員会のほうでは別段の面積は設定をしておりませんので、50アールということでございます。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** 現在は50アールだということでございます。これは新しくなられた会長にもお聞きしたいんですけども、今後というか、これからという、長井市でも6次産業化や新規就農者を募集しながら農地、農用地を守ろうと、さらには後継者の育成も含めて努力しようとしている現状であります。そういった中で、例えば国が進める大規模や土地利用型ももちろん大切だと私は思います。ただ、多種多様な農家、例えばレストランを営みながらでありますとか、近いところだと、村山市には羊を飼いながらジンギスカンの料理を出すようなお店もございまして、新潟市なんかは農業特区を利用して、そのようなさまざまな形の6次産業を含めた農家の育成も盛んであると思っております。これは会長に、新しくなられてさまざまな思いがあると思っておりますので、それも含めてご答弁いただきたいと思っております。

○**渋谷佐輔議長** 寒河江忠農業委員会会長。

○**寒河江忠農業委員会会長** 初めに、今般の農業委員の改選におきまして会長に就任しました寒河江忠です。よろしくお願い申し上げます。

それでは、質問内容に沿ってお答えしたいと思います。

いただいている質問内容であります。まず、耕作放棄地対策についての考え方はという質問をいただいておりますので、これについて……。

わかりました。ちょっとお待ちください。

失礼しました。何分ふなれなものですから、いろいろご容赦ください。

事務局長の答弁に引き続きになります。別段の面積を定めるという場合は、設定をしようとする床面積未滿を耕作する者の数が、これは数字になりますので、ちょっと丁寧に読ませてください。総数のおおむね40%を下回らないように算定することとされてはいますが、直近、平成27年2月1日現在になります。で実施した農林業センサスによれば、長井市では826経営体のうち50アール未滿の経営体数が75ということで、9%にとどまっております。また、下限面積を引き下げると小規模農家が増加することが想定され、現在推し進めている担い手への利用集積や担い手の育成、安定した農業経営の継続に影響が及ぶおそれがあると思われま。

しかしながら、社会情勢の変化に伴って、下限面積の検討も必要と思われ、平成21年の農地法改正では、地域の実情に応じて各市町村の農業委員会が下限面積を引き下げることができるようになりましたので、農業委員会でいろいろ議論いただく必要があるというふうを考えておりますし、その覚悟でもおります。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** 局長に聞けばよかったです。済みません。会長の意見を聞いてしまいました。大変申しわけないです。今、会長がおっしゃられたとおり、50アール要件というのは地域に合わせた実態も含めて変えていく必要があると私も思っております。だからすぐに新規参入とか、さまざまな形の農家が進出してくるかどうかは別にしても、時代に合った考え方が必要ではないかと思っておりますし、さっき局長が申された第3種農地、いわゆる市街化区

域内の農地というのは、今後非常にいろんな形で問題になってくると私も思っておりますし、市街地内に農地として残っているところを農家以外の方が購入するのなかなか大変な時代であって、どうしていくかということも含めて考えていかなければならないと思いますので、ぜひその50アール要件の考え方というのは新しい農業委員会の中で考えていただきたいものだなとお願いをしておきたいと思っております。

では、次の4番目の耕作放棄地の考え方ということで、長井市内にも残念ながら耕作放棄地があるところがあります。ほとんどはそうでないと思っておりますけれども、これの考え方について、会長の考え方をお聞きしたいと思っております。

○**渋谷佐輔議長** 寒河江忠農業委員会会長。

○**寒河江忠農業委員会会長** ただいまご質問いただきました耕作放棄地対策の考え方についてお答えをいたします。

昨年、平成28年4月に農業委員会に関する法律の改正が行われ、施行されました。これを受けまして、農業委員会では農地利用の最適化業務が重点化されたところであります。この農地利用の最適化業務と申しますのはこのように定義されております。担い手への農地の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進であります。

このことを受けまして、農業委員会では、農地の利用状況を調査し、耕作放棄地については再生可能、再生困難に仕分けをし、再生可能となった農地については農地所有者に利用意向調査を実施し、まず1つ目、みずから耕作の選択、2つ目、県の機関であります農地中間管理機構への貸し付け、3つ目に第三者への貸し付けなど農地の利用を促すということが求められています。

一方で、再生困難となった農地については、農業委員会総会の議決による速やかな非農地判断を実施し、1つ目に農地台帳からの削除、2

つ目に所有者に対して非農地の通知、3つ目に法務局、県、市等への情報提供を実施することが求められています。

この農地中間管理事業が始まりまして、既に4年経過しました。優良農地の貸し付けというのは、ほぼほぼ一巡した感があります。その中でなかなか受け手が見つからないという農地については、多くは条件の不利地であります。そういうことでありますので、なかなか受け手が見つからないという農地につきましては、非農地判断を残念ながら重点的に実施せざるを得ないのかなというふうに判断をしておるところです。

いずれにしても耕作放棄地対策は、農業委員会に設置されている農地専門部会に加えまして、ことし新たに新制度のもと設置されました農地利用最適化推進委員、これらとともに農地の所有者の意思確認はもとより関係機関と連携をしながら丁寧な対応を進めてまいりたいと思っております。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** 耕作不利地というか、不便なところ、中山間地の落差のあるところであるとか、そういうところを多分おっしゃってるんだと思います。そういうところであったとしても、どうにもならないところは多少そういうやむを得ないという判断も私はあるかというふうに思いますけれども、できればですよ、地域の人・農地プランの中で、いろんな話の中で今、会長がおっしゃられた農地最適化推進委員をことし新たにできてるわけでございますし、その方々とさまざまな話し合いのもと、そこでできる作物、例えば長井市で会議所でやっているキクイモでありますとか、製品まで3年もかかるコンニャクでありますとかといういろんな手段をやっぱり検討していただきたいと思っておりますし、時間はかかるとは思いますけれども、さまざまなそういう検討をぜひ部会でしていただきたいと思

っておりますし、その辺については会長、どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 寒河江忠農業委員会会長。

○**寒河江忠農業委員会会長** この件につきまして耕作放棄地の問題につきましては、回答の中で農地専門部会の業務であるという旨お伝えしましたが、農業振興専門部会という部会もごございます。いわゆるここでは農業振興策をやる検討する部署になっております。ここでも耕作放棄地対策につながるような振興作物の選定なり物色なりを、研修なり相談なりを進めております。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** もう一つ言うの忘れしました。一昨年は大田区の東京事務所で農業委員会の皆様がおつくりした里芋で芋煮を振る舞ったことがあったと思いますけども、そういうことも今年も一緒にやられてらっしゃるのかどうかはどのように考えてらっしゃいますか。会長。

○**渋谷佐輔議長** 寒河江忠農業委員会会長。

○**寒河江忠農業委員会会長** お答えします。

昨年、一昨年と大田区の催事に合わせまして、長井、我々の農業委員が耕作放棄地で育てました里芋を持参しまして、芋煮の振る舞いを行ってまいりました。非常に喜んでいただいて、大田区との交流も図れたし、あと地元にあってはこういうものをつくって喜ばせることができるんだよというような啓蒙もできたんじゃないかというふうに思っております。

しかしながら、我々行政委員会としていただいている予算には限りがありまして、今年度残念ながら昨年、一昨年のような予算づけをいただけなくて、できなかったという経緯があります。

それからもう一つ要因があるんですが、ことしの7月任期で新体制に変わったわけです。新たな農業委員の皆さんに赤字でも何でもまず芋を植えとくから君たちやってくれなんていうこ

とはできないというようなことで、前任の農業委員の方々は作付を見送られたという経緯がございます。継続事業としてはやってみたいというふうに思ってるんですが、繰り返しになりますが、何しろ東京に出かけて行って材料購入してとなると相当な経費がかかるというようなことで、残念ながら今年度は取り組めないという状況でありました。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** 大変苦勞されている現状だというふうに認識しております。

次に、5番目の質問に会長にお伺いしたいと思います。今回の農業委員の選出について、予定された定数より1名の欠員が出ているということお聞きしました。これはさまざまな理由があると思いますし、今後どうしていくかも含めてお聞きしたいと思います。会長。

○**渋谷佐輔議長** 寒河江忠農業委員会会長。

○**寒河江忠農業委員会会長** お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、昨年4月1日に新しい農業委員会法が施行されて、それを受けまして当長井市で新しい定数に関する条例をつくっていただきました。それに定めていただいた農業委員の定数が17人、そして最適化推進委員が6人というふうに定めていただきました。

ご承知のように、このたびからは公選制ではなくて、農業委員会法第8条になります。市町村長が議会の同意を得て任命をすると、任命制になりました。そしてこのことにより同法第9条により任命をしようとするときは、広く募集を行わなければならないということになっております。そうした経緯で長井市では、「広報ながい」や市のホームページで募集をしていただいたわけです。

しかしながら、これまたご承知のように、6月の市議会で皆さんにご承認をいただいたわけでありまして、17名中6人のご同意をいただき

ました。残念ながら1名は不足です。なくてもいいという判断ではなくて、残念ながら不足でまずお願いをしたという経緯でございます。

理由というんですかね、不足であるという理由としましては、農業委員会としましては、農地利用の最適化の推進、これは繰り返しになりますけれども、つまり担い手への農地の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の促進等の課題であるとか、あと農地の流動、一番大きいのは農地の流動だと思うんですね、そういう諸課題に向けて取り組むにはどうしてもう1名必要なんだという判断のもとをお願いをした経緯がございます。

これからも今後も議員の皆様、それから市民の皆様にご協力をお願いをしながら、そして探し出して、市長に任命をいただいて仲間に取り入れて使命を果たしていきたいというふうにご考えておるところでございますので、どうぞ皆様の絶大なるご理解とご協力を最後まで引き続きよろしくをお願いを申し上げたいというふうに思います。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** ということはできるだけ早く1名を補充して頑張っていきたいということの考えでよろしいんでしょうか、会長。

○**渋谷佐輔議長** 寒河江忠農業委員会会長。

○**寒河江忠農業委員会会長** 現場では9月に入りまして農地利用状況調査ですか、通称農地パトロールと言ってますけれども、そういうことが実施されておったり、昔で言う建議要望の積み上げ行ってる、そういう非常に忙しい時期になっておりますので、1名欲しいのは先ほど申し上げたとおりであります、しかしながら、条例等もございまして、そういうことをしっかり踏まえながらお願いをしていきたいというふうにご考えております。ごめんなさい。条例は決まったんですね。済みません。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** さまざまな状況があると思いますけれども、補充をして頑張っていっていただきたいと思います。

最後の質問です。先ほども作物の話も多少させていただいたんですけども、長井市として、もちろん主力たる米の生産はもとよりでございますけれども、今後、農業振興としての考え方、会長自身は畜産業も営みながら大規模な稲作をこなしてらっしゃる、さらには大豆の生産も現場として一生懸命働いてられる姿、私もお見受けしておりますけれども、長井市全体を見た場合に農業振興の考え方をお聞きしたいなと思っております。会長。

○**渋谷佐輔議長** 寒河江忠農業委員会会長。

○**寒河江忠農業委員会会長** お答えいたします。

梅津議員おっしゃるように、私も現役の農業者でありまして、何とかしたいというふうに毎日のように思っております。

農業委員会等に関する法律第38条に係る行政機関等に対する農業委員会の意見の提出という条文が盛り込まれました。これは一昨年までですと建議要望の提出という部分に当たります。

こちらは建議要望という部分については半ば任意でありましたけれども、この第38条の意見の提出については義務化されております。続きを読ませさせていただきます。条文は、農業委員会は、中略させていただきます、必要があると認めるときは農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、または実施する関係行政機関または関係地方公共団体に対し農地等利用最適化推進の改善についての具体的な意見を提出しなければならないというふうに定められました。まずもって農業振興策については、こういうふうにして地域の農業者、担い手の声を吸い上げて、我々農業委員が意見として積み上げ、提出することが農業委員会としての使命なのかなというふうに思っております。

そして今まさに我々農業委員会では、11月に

市長に意見として提出したいというふうな思いで今、意見の集約を図っておるところであります。

何回も出てまいりますけれども、農地利用最適化推進施策、推進業務は、先ほど申し上げましたとおり担い手への農地の集積、集約化、耕作放棄地の発生防止、解消、新規参入の推進であります。したがって、新規就農者や農業後継者の育成を図るとともに、地域農業確立に向けて担い手へ農地が集まるような支援策、耕作放棄地問題への取り組みが大変重要だと考えています。ここら辺読んだ部分については、よく聞く文言だと思います。

要はこの農地利用の最適化の推進という文言とやるべき内容、定義については、一読すると非常に狭い定義にとられがちなんです。しかしながら、我々農業委員会の解釈としましては、広く農業者、農業の振興、農業者の育成、後継者の育成も含めて広く農業の振興について意見を積み上げてよこせよと、出していんだよというふうに我々は解釈しております。そういう思いで広く意見を吸い上げて、関係行政に出していきたいというふうに考えております。

私も農業者だという前置きはしたわけですが、これだと、これをやれば次の後継者が間違いなく育つとか、特効薬みたいなものは私も探し当てられません。ですのであくまでもやっぱり我々農業委員、最適化推進委員も含めて地域農業者と懇談をして、道端でしゃべって、そして意見を出し合って、行政に積み上げていく、そういう施策の検証をやっていかなきゃいけないというふうに思っています。施策はいっぱい出てくるんだけど、その検証がなされないで上塗りするような施策が最近めじろ押しに出てくるような気がします。そういう検証も我々農業委員会としては、きっちりやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

そして最後になりますけれども、農業委員会

事務局長、農林課長と兼務になりました。頑張ってくださいっております。農林課と我々農業委員会の垣根を低くして、情報を密にして、連携して農業の振興を図ってまいりたいと考えております。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** 大変これからの課題というか、さまざまな面があるという認識をぜひ持っていただきたい。転用の考え方であったり、用途地域の農業のあり方、そして50アール要件等、農業委員会としてさまざまな形を時代に合ったように変えていける時代に長井市も変えていかなければならないと思っておりますので、ぜひ新しくなられた農業委員の皆様とともに一緒になって考えていっていただきたいと思えますし、ぜひ私どもも一緒になって考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

では、2番目の質問に入ります。人事評価制度の実施についてお聞きしたいと思います。昨日の平議員の質問にもございましたけども、若干切り口が違いますので、お答えいただきたいと思えます。

最初に、副市長に、一昨年から実施した人事評価制度についての課題ということでお聞きしたいと思っております。

○**渋谷佐輔議長** 遠藤健司副市長。

○**遠藤健司副市長** 梅津議員のご質問、人事評価制度を実施しての課題というようなことでございます。

きのう平議員にもお答え申し上げましたが、人事評価制度の目的の一つに人材育成があります。職員のやる気を引き出すこと、そして組織を活性化すること、これが一つ目的にありますから、公正で適正な評価をする場の設定が何よりも大事であります。

きのう申し上げたとおり、今までの勤務評定に比べてこの人事評価の違いというのは、面談

で上司と部下が相互にそれぞれの評価、あるいは目標設定を確認するというようなことにございますので、やっぱり時間が十分必要であるというふうに思います。

国の総務省のほうで国家公務員対象にしたアンケートではありますが、人事評価に関する検討会というところとった統計があります。これでは面談時間が15分から30分以上ないとお互いの組織目標の確認、あるいは自分の能力の評価というのはしていただけないと、5分以下だと全く意味がないというようなアンケート結果が出ております。

ですので長井市にしてもやっぱり30分というのは欲しいんですが、きのう申し上げたとおり市民課、税務課というと20人以上の職員がございます。そしてまた、期末ということ非常に繁忙期であるということがございますから、その時点でどうやってその繁忙をシフトを考えながらそれぞれの課に合ったやり方で時間を確保して面談するか、あるいはそれには難しい場合には、きのう申し上げたとおり係の打ち合わせに上司が積極的に参加してコミュニケーションをとる、課内の打合会をみずから招集して部下とのコミュニケーションをとると、そういったことを進めながら面談の時間を確保することが必要かなと、一番の課題はその辺かなというふうに思っています。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** いろんな自治体がやってくる人事評価制度のことを調べてみますと、これはしようがないことなのかもしれないですけど、やっぱり人間が人間を評価するわけで、人によってばらつきがあるというのが一番問題点として上がってきてるというふうなことが載ってましたというか、調べて出てきてるようです。同じ仕事を淡々と数をこなすというわけではございませんし、職種によっては全く違うことなわけで、それを一様に評価するというのは非常に

大変なことかなと私も思っております、次に、質問ですが、総務課長にお聞きします。評価するに当たっての管理職の研修、いかに平らな目線で職員を見れるかということをごどのようにやってらっしゃるかも含めてお聞きしたいと思います。総務課長。

○**渋谷佐輔議長** 佐野安広総務課長。

○**佐野安広総務課長** 管理職が評価するに当たっての研修でございますけれども、平成27年度までに中央から講師をお呼びしまして人事評価研修を開催しております。平成26年度に1回開催し、平成27年8月に前回のフォローアップ研修も兼ねまして開催しております。さらに年が明けまして28年2月に導入前の評価精度を上げるための研修として開催しております。

あわせて補佐以下の全職員を対象に2回の研修を実施しておりますので、人事評価の必要性、手順について理解を深め、どのような項目、着眼点で評価するのかということを確認しておるところでございます。

新任の管理職につきましては、補佐以下職員の研修、そちらをベースにいたしまして、県の市町村職員研修所で開催しております課長級職員研修、そちらに組み込まれております目標管理、内容については目標管理の目的と仕組みなどという内容でございますけれども、そちらを受講しております。

人事評価の研修につきましては、総務課職員が講師になり指導しております。これにつきましては職員団体と評価者の評価の偏りを解消するためという、そのような方策でということでご合意してのものでございます。それでも不足するというふう感じた場合というか、そういう場合につきましては、県の市町村職員研修所のほうで半日コースの人事評価研修のほうを今年度ですと3こま開催してございますので、そちらの受講について案内をしておるところでございます。



○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** ぜひ平らな目線と言われるけれども職種が違うので、それをどう評価するかというのは職種によって全然職員の見方が違ってくるというのは、なかなか難しいことかななんて私も思っております。そういった面から見ても職員がやる気の出るような評価の仕方であったり、お互いの話し合いをぜひ進めていただいて、身になるような評価制度にしていきたいと思っております。

3番目の質問は、結果は反映されているのかということで、例えば昇給であったり、給料であったりということには反映されているのかどうかは総務課長にお聞きしたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 佐野安広総務課長。

○**佐野安広総務課長** お答えいたします。

昨日の平 進介議員の質問に副市長がお答えしている内容と重複いたすわけでございますけれども、昇格人事については考慮しておるといふような状況でございます。

人事評価制度の一番の目的につきましては、公平で適正な評価、指導、助言を行うことにより職員のやる気や能力を引き出すことですから、人材育成の段階から次のステップである給与、昇格への導入につきまして段階的に進むといふように考えておるところでございます。

重要なのは被評価者本人が納得できることはもとより、職場全体としての制度の理解といふふうになります。ですので評価する精度がある程度の水準に達しなければ、逆に職員のモチベーションを下げることもなりかねないといふふうに捉えております。人事評価制度の2年目を迎えておりますので、導入後の職員の意向調査等も必要と考えておりますので、今検討しておるところでございます。

給与への反映につきましては、国、県指導のもと他自治体の情報収集等、あとその辺の研究等も行いまして、評価者と被評価者が常日ごろ

からコミュニケーションを欠かさないように浸透図りまして、職員団体とも協議を重ねることにより進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** これもなかなか難しいことで、絶対評価でしたら評価を決まった給料の中で分けなければいけないなんていうことが非常に大変なことだなと思っておりますけれども、やっぱりそれが一人一人のやりがいや問題を解決していく一つの方法であると思っておりますように話していくしかないかなと私は思っております。

最後の4番目の質問で副市長にお願いしたいんですけども、ぜひ職員一人一人の課題であったり、やる気であったり、適材適所であったり、そういうことを踏まえた人事評価を生かして庁舎内が活性化するようなことの思いをぜひ副市長にお答えいただきたいと思っております。

○**渋谷佐輔議長** 遠藤健司副市長。

○**遠藤健司副市長** やっぱり職員の一人一人との面談というのは、話が先ほどに戻りますが、非常に重要になると思います。それで上司が果たして部下、自分自身、被評価者をどういうふうに見ているかといふようなことをしっかりとお互いが同じ視点、目線で話し合うというのが大事です。君の能力はいろいろな能力があるわけで、非常に経理関係、計数関係をしっかりとできる能力、あるいは想像力のある能力。でも君の仕事はこの部分だよと、改善する部分だよと、そのところの能力を今回はちゃんと評価するんだと、そういうようなことをしっかりとやって評価する。また、業績は上期、下期で、この上期で君はこういうふうな目標立てたんだから、その達成度で僕は評価するよと、そういうふうなことをしっかりと確認しながらやることによって部下というのは上司を信頼するし、その評価の精度も上がってくると思います。議員お

っしやるように、いろいろな人間ですからバイアスがかかるので、100%の絶対評価はありませんが、あくまでも業務を通して、仕事を通して個人と上司がそれぞれ率直に話し合うことでやる気も出るし、成果も上がるというふうに思っております。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** ぜひそういう上司と部下の関係と言い方は大変失礼かもしれませんが、お互いコミュニケーションとって、ぜひ前向きな職場であっていただきたいと思っておりますし、そういうことがいろんな発想や前向きな市になっていく、変わっていきけるような気がしておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

最後の質問になります。各小・中学校のグラウンドの状況についてということで教育参事に伺いたいと思っております。

長井小学校もあした、平野小学校もあした、西根もあしたでしたっけな、運動会が小学校で開かれます。その前の前の週ですか、南北中の中学校の運動会も開催されております。

ことしがこんなに雨が降るからということも多少あると思っておりますけども、長井北中学校は今ちょうど残った分の工事をしているところをきょう見てきましたし、全体を見て教育参事、1番と2番あわせて、水はけの状況とか、表面の土の状況とかを教えていただければありがたいと思っております。

○**渋谷佐輔議長** 横山賢一教育参事。

○**横山賢一教育参事** 最初に、水はけの状況につきましてお答えいたします。

各小学校、中学校のグラウンドの水はけの状況ではありますが、改めて8月30日の10時ごろから現場を見てまいりました。折しも8月29日未明から8月30日の朝方までに降り続いた雨の影響もあることから、各学校のグラウンドの水はけ状況を確認することができました。

長井小学校につきましては、グラウンドの中央部やサッカーゴール付近に大きな水たまりがあり、水はけは悪い状況でありました。

致芳小学校につきましては、グラウンド表面の水はけ状況は悪くないものの土が水分を含みやわらかく感じたところでございます。

西根小学校につきましては、何カ所か水たまりができており、水はけは悪い状況でありました。

平野小学校につきましては、水たまりはなく、水はけは良好でありました。

豊田小学校は、グラウンド北側のサッカーゴール付近に水たまりはあるものの全体としてグラウンドは乾いており、水はけは良好と判断いたしました。

伊佐沢小学校につきましては、南側のサッカーゴール付近と東側の一部に水たまりがありますが、全体として水はけはよいほうと判断したところでございます。

あと長井南中学校につきましては、排水溝が2カ所ありますが、それが詰まっており、大きな水たまりがフィールド内にあたり、テニスコート付近の南東部、野球用のグラウンド部分、ソフトボール用のグラウンド部分にもやはり大きな水たまりがありまして、平成25年度に改修工事を行ったサッカーコート部分を除き、やはり全体には水はけは悪い状況でありました。

長井北中学校につきましては、グラウンドの改修工事を今、議員もおっしゃったように8月に発注してございますが、野球場グラウンドの部分やソフトボール用のグラウンド部分を中心に数カ所水たまりができておりまして、水はけは悪い状況でございました。

以上、確認した水はけの状況でございます。

また、引き続きグラウンドの表面の土の状況でございますが、水はけの状況確認時に一緒に見てきたところでございます。

水はけが比較的よいというふうに思われる致

芳小学校、平野小学校、豊田小学校、伊佐沢小学校につきましては、おおむね粘土部分が少なく、水が浸透する力はあるものと判断いたしました。

しかし、グラウンドの整備から年月がたっていることから、いずれ表面を削り、砂などの充填が必要になるものというふうに思っております。

また、水はけの悪い長井小学校、西根小学校、長井南中学校、長井北中学校につきましては、南北中学校で近年改修した部分を除き、やはりいずれもグラウンドの土がかたく、粘性化しているというふうな状況でありました。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** 私もここ何日か朝、毎日各小学校、中学校のグラウンド回って見てきております。若いころに返って新しい靴を買ってちょっと走ってみると、私の力がないのか、表土がぬるぬるして滑るのかわかんないんですけども、かっちゃんがないというか、滑る。かたくなってるような状況なんですよ。水はけが悪いから確かにそういうこともあるかもしれませんが、表土がぬるぬるというの、よくトラックなんかは上がってきてる。同じところ走るからどうしてもそうなるのかわかりませんが、全部直せなんていうことは言いたいかもかもしれませんが、計画を持って少しずつでも改修していただきたいなというふうな状況でないかなと思って見ております。

ただ、致芳小学校の場合は、水はけが校舎のほうに来てるもんですから、100メートルのトラックがちょっと波打ってるんですね。

こまいことを言うとさまざまなことが出てくるんだと思いますけども、西根小学校は地形上そうなのかわからないですけど、やっぱりどうしてもじめじめしてるような状況が、雨降った次の日じゃなくて、天気が続いた日の次行ってもそんな状況があるので、計画を立てて、少し

ずつでもいいので、ちょっと運動会の応援の声が聞こえないですけども、ぜひ改修していただきたいと思いますけども、教育参事、いかがですか。

○**渋谷佐輔議長** 横山賢一教育参事。

○**横山賢一教育参事** お答えいたします。

特に水はけの悪い長井小学校、西根小学校、長井南中学校の3校につきましては、年次計画で改修する計画を中期展望としまして策定してございます。予算の課題もありますが、いずれ改修が必要だというふうに感じております。

また、水はけが比較的よかった致芳小学校、平野小学校、豊田小学校、伊佐沢小学校の4校につきましては、水はけの悪い3校のグラウンド改修後にそれぞれの学校の状況を見ながら順位をつけて改修をしていく必要があるものというふうに考えているところでございます。

○**渋谷佐輔議長** 9番、梅津善之議員。

○**9番 梅津善之議員** ぜひお願いしたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。  
(拍手)

○**渋谷佐輔議長** ここで暫時休憩いたします。再開は3時20分といたします。

午後 2時58分 休憩

午後 3時20分 再開

○**渋谷佐輔議長** 休憩前に復し、会議を再開いたします。

市政一般に関する質問を続行いたします。

## 赤間泰広議員の質問